

平成20年度税制改正のポイント

昨年12月19日に財務省の「平成20年度税制改正の大綱」が発表されました。

今回の主な改正ポイントをご紹介します。今年は「衆参ねじれ国会」で、政府・与党が民主党案を受け入れ、税制改正法案を修正可決する可能性があります。与党案を中心に紹介します。なお、正式に決定した改正内容については、各担当者にお尋ね下さい。

法人税

研究開発費の税額控除の拡充

税額控除上限額が、法人税額の20% 最大30%に拡充

減価償却制度の法定耐用年数等の見直し

法定耐用年数区分の大括り化 機械装置390区分 55区分

既存の減価償却資産についても適用

人材投資促進税制（教育訓練費）の拡充

単年度の教育訓練費総額に対する労働費用の割合に応じて、8%～12%税額控除

情報基盤強化税制・中小企業投資促進税制の見直しと期限の延長

対象設備が追加され、資本金1億円以下の法人について、取得価額の合計額の最低限度が300万円から70万円に引き下げ

特定同族会社の留保金課税の不適用措置の廃止

法人事業税の税率改正と地方法人特別税の創設等

< 法人事業税の税率(所得割) >

所得	資本金1億円以下		資本金1億円超		特別法人	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
年400万以下	5.0%	2.7%	3.8%	1.5%	5.0%	2.7%
年400万超800万円以下	7.3%	4.0%	5.5%	2.2%	6.6%	3.6%
年800万円超及び清算所得	9.6%	5.3%	7.2%	2.9%	7.9%	4.3%

地域間の税源偏在の是正に対応するため、暫定措置として法人事業税の一部を分離し地方法人特別税が創設されます。

法人事業税法人地方特別税・・・ 法人事業税額×81%

民主党案

- ・ 中小企業の軽減税率を22%から11%に引き下げる
- ・ 「特殊支配同族会社」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止
- ・ 法人事業税の一部国税化は認めない

など

事業承継税制、相続税・贈与税

中小企業の経営承継の円滑化

中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称：経営承継円滑化法）の施行

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

自社株に係る10%減額措置 相続税額のうち、取得した株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予

法定相続分課税方式から遺産取得課税方式への転換

民主党案

- ・ 相続税の計算体系は、遺産課税方式への転換を検討すべき

証券・金融税制

上場株式等の配当所得に対する課税

区分	概要				
	平成20年12月31日まで		平成21年1月1日～平成22年12月31日(改正案)		
・上場株式等の配当 (大口以外) ・公募株式投資信託の 収益分配金等	選択可	総合課税(配当課税あり) (最高税率50%) or 10%源泉分離課税	年間配当金額	源泉徴収	課税
			100万円以下の者	所得税7% 地方税3% 合計10%	選択可
			100万円超の者		選択可
・上場株式等の大口配当 ・非上場株式等の配当			総合課税(20%の源泉徴収)		

上場株式等の譲渡所得等に対する課税

原則	平成20年12月31日	平成21年1月1日～平成22年12月31日
譲渡所得 × 20% (所得税15% 地方税5%)	譲渡所得 × 10% (所得税7% 地方税3%)	年間500万円の譲渡 所得を上限に10% (所得税7% 地方税5%)

年間500万円超

上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算の特例

	平成21年分	平成22年分以後を別途
対象	上場株式等の譲渡損失と配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)	
申告方式	取引内容を計算して確定申告	特定口座(源泉徴収あり)であれば 確定申告不要
繰越損失との通算	その年の前年以前3年間に生じた上場株式等の譲渡損失の金額は上場株式等の配当所得の金額と損益通算可。 但し、配当所得は申告分離課税を選択したものに限り	
特定口座の年間取引報告書	税務署へ提出することを要する(平成21年1月1日以後)	

所得税、住民税

公的年金からの住民税の特別徴収制度

対象者：老齢等年金給付の年額が18万以上、老齢等年金給付の年額 > 特別徴収税額

個人住民税の寄付金税制(ふるさと納税)

地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度が創設され、所得税と合わせて一定限度額まで控除されることになります。

住宅・土地税制

長期優良住宅(200年住宅)促進税制の創設

長期優良住宅の登録免許税、不動産取得税、固定資産税を軽減

住宅の省エネ改修促進税制の創設

省エネ改修工事等に係る住宅ローン控除等制度の創設、固定資産税の減額措置

土地売買等の登録免許税の段階的引き上げ等

平成21年4月1日以後に受ける移転登記等に係る軽減税率が段階的に引き上げられるとともに、その適用期限が3年延長されることになります。

不動産取得税の税率アップ

店舗や事務所、倉庫などの住宅以外の家屋に係る軽減税率が平成20年3月31日で廃止され、税率が4%に引き上げられることになります。